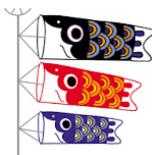


学校だより

令和6年（2024年）5月1日

NO.2



「進んで学ぶ子ども」「思いやりのある子ども」「がんばる子ども」の育成

～おもいやりをもとう・あいさつをしよう・やくそくをまもろう～

泉佐野市立第三小学校



「いじめ」 あかん！！



新学期が始まって、ちょうど1か月が過ぎました。子どもたちは新しい環境にも慣れ、5月から本格的な学習や運動などの学校生活を送り出すといってもよいでしょう。

さて、昨今の「いじめ」に関する問題では、子どもの尊い命が奪われたり、転校を余儀なくされたりするなど、子どもたちの豊かな人生や成長の機会が奪われるといった、大変痛ましい事案が起っております。

平成25年に施行された法律『いじめ防止対策推進法』では、いじめを以下のように規定しています。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめと言えば、複数人が一人の子に対して暴言や暴力を継続的に行うことではないの？」と捉えている方もおられるようですが、そうではありません。この法律においては1対1の関係であっても、一方の子どもがもう一方の子どもから受けたどのような行為に対しても、精神的な苦痛を感じ、それを訴えた時点で、いじめの加害、被害の関係が成立します。

第三小学校では「いじめはどここの学校でも起こりうる」という認識を持ったうえで、「いじめは絶対に許されない」という毅然とした姿勢で、いじめの未然防止や早期発見・解決に向けて組織的に取り組んでいるところです。【詳しくは本校HPの「いじめ防止基本方針」をご覧ください】

また、今年度は学校生活の主体者である子どもたちからも「どんな理由があっても、いじめはぜったいにあかんねん！」という、子どもたちどうしでの啓発活動を行っていく予定です。

学校の大きな役割の一つは、子どもたちが安心して生活を送ることができる環境づくりです。第三小学校では、何よりもいじめられた子どもの立場や気持ちを最優先と捉え、その子どもの心身の安心・安全確保を行い、いじめた子どもに対しても適切な指導や助言を行ってまいります。

ご家庭の方でも、お子様のことで気になることがございましたら、すぐに学校にご連絡をいただきたいと思ひます。なにとぞご理解、ご協力のほど、よろしくお願ひいたします。

校長 泉谷 一

※お子様の様子や情報はHPに掲載中です。

第三小学校

検索 🔍